

# 国立大学法人滋賀医科大学におけるハラスメントの防止等に関する規程

平成16年4月1日制定

令和5年3月13日改正

## (目的)

**第1条** この規程は、国立大学法人滋賀医科大学（以下「本学」という。）におけるハラスメントの防止及び排除のための措置並びにハラスメントに起因する問題が生じた場合に適切に対応するための措置（以下「ハラスメントの防止等」という。）に関し、必要な事項を定めることにより、本学の役員及び教職員（以下「役職員」という。）並びに学生等の教育、研究もしくは医療又は就労もしくは修学における環境等を保護することを目的とする。

## (定義)

**第2条** この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) ハラスメント セクシュアルハラスメント、パワーハラスメント、アカデミックハラスメント、マタニティハラスメント、パタニティハラスメント、ジェンダーハラスメント、ソーシャルメディアハラスメント、アルコールハラスメント、ドクターハラスメント等をいう。
- (2) ハラスメントに起因する問題 ハラスメントのため教職員の就労上又は学生等の修学上の環境が害されること及びハラスメントへの対応に起因して教職員が就労上又は学生等が修学上の不利益を受けることをいう。

## (学長の責務)

**第3条** 学長は、本学のハラスメントの防止等に関し総括する。

## (担当理事の責務)

**第4条** コンプライアンス担当の理事（以下「担当理事」という。）は、本学のハラスメントの防止等に関し、研修、啓発活動その他ハラスメントの防止及び排除のための措置並びにハラスメントに起因する問題が生じた場合には適切な措置を講じなければならない。

## (役職員、学生等の責務)

**第5条** 役職員、学生等は、ハラスメントを行ってはならない。

- 2 役職員、学生等は、この規程及び別に定める「国立大学法人滋賀医科大学ハラスメント対応ガイドライン（以下「ガイドライン」という。）」等に従い、ハラスメントの防止及び排除に協力し、並びに第7条第1項の人権問題委員会及び第7条第2項の調査委員会の調査等に協力しなければならない。

## (監督者等の責務)

**第6条** 教職員を監督する地位にある者及び学生等を指導する立場にある者（以下「監督者等」という。）は、次の各号に掲げる事項に注意してハラスメントの防止及び排除に努めるとともに、ハラス

メントに起因する問題が生じた場合にはガイドライン等に留意し、迅速かつ適切に対処しなければならない。

- (1) 日常の執務を通じた指導等により、ハラスメントに関し教職員、学生等の注意を喚起し、ハラスメントに関する認識を深めさせること。
- (2) 教職員、学生等の言動に十分な注意を払うことにより、ハラスメント又はハラスメントに起因する問題が本学に生じることがないように配慮すること。

**(委員会の対応)**

**第7条** 本学のハラスメントの防止等に関し、次の各号に掲げる事項は、国立大学法人滋賀医科大学人権問題委員会（以下「人権問題委員会」という。）が行う。

- (1) ハラスメントの防止に関する研修・啓発活動の企画及び実施に関すること。
  - (2) ハラスメントに関する苦情相談に関すること。
  - (3) ハラスメントの事実の調査に関すること。
  - (4) 被害者の救済に関すること。
  - (5) 当事者間の調停に関すること。
  - (6) 行為者に対する指導等に関すること。
  - (7) 再発防止の対策に関すること。
  - (8) その他ハラスメントの防止等に関すること。
- 2 人権問題委員会は、ハラスメントの事実調査を行うため、必要に応じて調査委員会を設置することができる。
- 3 調査委員会の委員は、人権問題委員会委員長が委嘱する。
- 4 調査委員会は、速やかに事実調査を行い、その結果を人権問題委員会に報告するものとし、当該事実調査が完了した時点で解散するものとする。
- 5 人権問題委員会は、前項の調査結果を学長に報告するものとする。

**(相談窓口)**

**第8条** 本学に、ハラスメントに関する相談及び苦情の申出（以下「相談等」という。）に対処するため、次の各号に掲げる相談窓口を置く。

- (1) 学内の教職員が相談等への対応業務を行う相談窓口（学内相談窓口）
  - (2) 学外の業者等に相談等への対応業務を委託する相談窓口（学外相談窓口）
- 2 前項第1号の相談窓口相談員を置き、次の各号に掲げる者をもって充てる。
- (1) 教員 若干名
  - (2) 看護部職員 若干名
  - (3) 事務職員 若干名
  - (4) 総務企画課長及び学生課長
- 3 前項第1号から第3号までの相談員は、人権問題委員会委員長の指名を経て学長が委嘱し、その

任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

4 欠員により補充された相談員の任期は、前任者の残任期間とする。

**第9条** 役職員及び学生等は、相談窓口相談等を行うことができる。

**(相談体制等の周知)**

**第10条** 担当理事は、相談窓口における相談等を受け付ける方法その他必要な事項を役職員及び学生等に周知する。

**(相談員の責務)**

**第11条** 相談員は、ガイドライン等に留意し、相談等に対応するとともに、当該相談等に係る問題の事実関係等の把握に努め、当該相談者に対して必要な助言等を行う。

2 相談を受けた相談員は、当該相談者が希望するときは、相談者の所属する部署の長または担当理事に報告するものとする。ただし、当該ハラスメントに起因する問題の内容等に所属する部署の長が関係する場合は、人権問題委員会委員長に報告するものとする。

**(相談員連絡会)**

**第12条** 人権問題委員会委員長は、相談員相互の連携を図り、相談等に適切に対応するため、必要に応じ相談員連絡会を開催することができる。

**(不利益取扱いの禁止)**

**第13条** 学長、監督者等その他の教職員は、相談等、当該相談等に係る調査への協力その他ハラスメントに関して正当な対応をした教職員又は学生等に対し、そのことをもって不利益な取扱いをしてはならない。

**(プライバシーの保護)**

**第14条** ハラスメントの対応に当たり、相談員等は当事者、その関係者等から公正な事情聴取を行うものとし、事情聴取対象者のプライバシーや名誉その他の人権を尊重するとともに、知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

**(ハラスメント行為に対する措置)**

**第15条** 学長は、行為者に対して処分等が必要であると認める場合は、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 教員である行為者に対しては、教育研究評議会の議を経て適切な措置を講じるものとする。
- (2) 教員以外の職員である行為者に対しては、役員会の議を経て適切な措置を講じるものとする。
- (3) 大学院学生である行為者に対しては、大学院委員会及び教育研究評議会の議を経て適切な措置を講じるものとする。
- (4) 学部学生である行為者に対しては、教授会及び教育研究評議会の議を経て適切な措置を講じるものとする。
- (5) その他の行為者に関しては、必要な手続を経て適切な措置を講じるものとする。

**(関係者に対する規定の準用)**

**第16条** 第9条の規定は、本学役職員又は学生等によるハラスメントに係る関係者からの相談等に準用する。

2 前項の場合における相談等に対する対応等については、第11条及び第13条から前条までの規定に準じて取り扱うものとする。

(雑則)

**第17条** この規程に定めるもののほか、ハラスメントの防止等に関し必要な事項は、別に定める。

**附 則**

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

**附 則**

この規程は、平成29年8月24日から施行する。

**附 則**

この規程は、平成30年10月1日から施行する。

**附 則**

この規程は、平成30年12月28日から施行する。

**附 則**

この規程は、平成31年2月25日から施行する。

**附 則**

この規程は、令和2年7月1日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

**附 則**

この規程は、令和4年6月23日から施行する。

**附 則**

この規程は、令和5年3月13日から施行する。ただし、第8条第1項の改正規定は、令和4年12月1日から適用する。